

探偵業ガイド

Private Detective Guidance

- 1 探偵業の業務の適正化に関する法律が施行された背景
- 2 探偵業法の目的
- 3 探偵業法で定めている言葉の意味
- 4 探偵業を営むことができない者（欠格事由）
- 5 探偵業の届出
- 6 探偵業法に係る違反、義務
- 7 行政処分
- 8 罰則規定

1 探偵業の業務の適正化に関する法律が施行された背景

探偵社、興信所等の調査業については、

- 調査依頼者との間における契約内容等をめぐるトラブルの増加
- 調査業者等の違法な手段による調査、調査対象者等の秘密を利用した恐喝等の犯罪の多発

等、悪質な業者による不適正な営業活動が後を絶たない状況にありました。

これまで、日本には、これらの調査業を規制する法律はありませんでしたが、このような状況に鑑み、その立法化が検討された結果、調査業のうち他人の依頼を受けて特定人の所在又は行動に関する調査活動を業として行うこと、いわゆる探偵業について平成19年6月1日に「探偵業の業務の適正化に関する法律」（以下「探偵業法」という。）が施行され、探偵業を営む者は、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会への届出が必要となり、また、調査依頼者との契約等に際しての書面の交付義務や都道府県公安委員会に対する報告義務等が課せられました。

なお、無届営業は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。

2 探偵業法の目的

この法律は、探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適性を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的としています。（法第1条）

探偵業法は、

- 探偵業について規制する法律
- 探偵業の業務の運営の適正を図る法律
- 個人の権利利益の保護に資することを目的とする法律

であり、探偵業を振興するために制定されたものではありません。

3 探偵業法で定めている言葉の意味

(1) 「探偵業務」とは

他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き取り、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務をいう。（法第2条第1項）

※ 探偵業法の適用除外となる業務

- ・作家、著述家、ジャーナリスト、インターネットメディア等が自らの報道、著作等の用に供する目的で行う取材活動等
- ・学者、研究者等が自らの学術調査活動の一環として行う調査等の活動
- ・弁護士、公認会計士、税理士又は弁理士が自ら受任した事務を行うために必要な活動

- ・研究調査機関等が行う世論調査、アンケート調査
- ・単に電話による問い合わせやインターネットを用いた情報の収集のみにより調査を行う業務
- ・実地の調査等により個人の所在又は行動についての情報を広く収集して、一覧表やデータベースを作成し、その一覧表等を要望に応じて提供する業務

(2) 「探偵業」とは

「探偵業務」を行う営業をいいます。

ただし、専ら、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下同じ。）を業として行う個人を含む。）の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものを除きます。（法第2条第2項）

(3) 「営業所」とは

本店、支店、支社、事業所等の名称を問わず、営業上の主要な活動が行われる一定の場所をいい、また、営業所の規模の大小を問わず、所属している従業者に対する日常的な配置運用等の実質的な業務運営が行われている場所をいいます。

例えば、個人が探偵業を営む場合は、他人からの依頼を受け付けることとなる事務所や自宅が営業所に当たります。

電話の取次ぎのみを行う場所や、私書箱を設けるだけのものなどは営業所とはいえません。

(4) 「特定人」とは

「特定人」の「人」には、個人のほか法人も含まれます。

4 探偵業を営むことができない者（欠格事由）

下記に該当する方は、探偵業を営むことができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (3) 最近5年間に探偵業法第15条の規定（営業停止、営業廃止命令）による処分に違反した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 心身の故障により探偵業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

- (6) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が
(1) から (5) 又は (7) のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうち (1) から (5) までのいずれかに該当する者が
あるもの
- ※ 届出後に上記に該当することとなった場合は、営業を廃止しなければ
なりません。(法第3条)
 - ※ 前記(2)の「執行を終わり」とは、仮釈放を許された者がその残余期
間を終了した場合、「執行を受けることがなくなった」場合とは、刑の時
効が完成した場合はいいます。
なお、刑の執行猶予の期間を終了した者又は大赦若しくは特赦により
刑の言渡しの効力を失うに至った者は、その時点で「刑に処せられ」た者
ではなくなり、欠格事由に該当しなくなります。

5 探偵業の届出

- (1) 探偵業をはじめするには
探偵業を開始しようとする日の
前日
までに公安委員会（警察署経由）へ届出書を提出しなければなりません。
- ※ 営業所ごとに探偵業開始届出書を営業所の所在地を管轄する警察署
(防犯係) に提出してください。

提出書類等

●探偵業開始届出書（別記様式第1号）

●添付書類

【個人の場合】

ア 履歴書

イ 住民票の写し（本籍記載（外国人は国籍記載）のもので、個人番号
（マイナンバー）が省略されたもの）

ウ 誓約書（法第3条第1号から第6号に該当しないことを誓約する書面）

エ 身分証明書（市区町村発行のもの ※運転免許証等ではありません）

オ 届出者が未成年

である場合は、次の区分に応じた書類

☆ 探偵業に関し営業の許可を受けている未成年者

- ・法定代理人の氏名及び住所を記載した書面
- ・当該営業の許可を受けていることを証する書面

☆探偵業に関し営業の許可を受けていない未成年

- ・法定代理人に係るアからエまでに掲げる書類

【法人の場合】

ア 定款の謄本

イ 登記事項証明書（法務局発行）

ウ すべての役員に係る次の書類

- ・履歴書
 - ・住民票の写し（本籍記載（外国人は国籍記載）のもので、個人番号（マイナンバー）が省略されたもの）
 - ・身分証明書（市区町村発行のもの ※運転免許証等ではありません）
 - ・誓約書（法第3条第1号から第5号に該当しないことを誓約する書面）
- ※ 届出書、添付書類に虚偽の記載をして提出すると処罰されます。
【罰則 30万円以下の罰金】

(2) 届出事項に変更が生じたときは

下記届出事項に変更が生じたときは、変更の日から
10日以内

に変更届出書を提出しなければなりません。

- ・商号、名称又は氏名及び住所
- ・営業所の名称及び所在地並びに営業所の種別
- ・広告又は宣伝をする場合に使用する名称
- ・法人の場合は、その役員の就退任、氏名及び住所

※ 営業所の所在地を管轄する警察署（防犯係）に変更届出書を提出してください。

※ 変更の日から10日以内（変更の日を入れず、その翌日から起算して10日以内）に届出してください。（届出書に登記事項証明書を添付すべき場合は20日以内）

※ 複数の営業所を届出している法人の登記事項が変更となった場合は、全ての営業所について変更届を提出しなければなりません。

※ 他道府県から又は他道府県への営業所の移転は、公安委員会が異なることから、前営業所の廃止届出書を提出し、新たな移転先の公安委員会へ開始届出書を提出しなければなりません。

提出書類等

●探偵業変更届出書（別記様式第3号）

●添付書類

当該変更事項に係る書面（開始届の添付書類参照）

※ 例

- ・届出者の住所が変更
個人の場合は届出者の住民票の写し、法人の場合は履歴事項全部証明書
- ・法人の役員が就任した
法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
就任した役員の履歴書、住民票の写し、身分証明書、誓約書（法第3条第1号から第5号に該当しないことを誓約する書面）

※ 変更の届出をせず、又は届出書、添付書類に虚偽の記載をして提出すると処罰されます。

【罰則 30万円以下の罰金】

(3) 探偵業を廃業したときは

- 探偵業の廃業の日から
10日以内
に廃止届出書を提出しなければなりません。
※ 営業所の所在地を管轄する警察署(防犯係)に探偵業廃止届出書を提出してください。
- 届出書類
●探偵業廃止届出書(別記様式第2号)
※ 廃止の届出をせず、又は届出書に虚偽の記載をして提出すると処罰されます。

【罰則 30万円以下の罰金】

6 探偵業法に係る違反、義務

(1) 無届営業

探偵業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をしなければなりません。(法第4条)

【罰則】6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ※ 個人で届出をして営業をしていた方が、事業の拡大等によって法人営業となったときは、個人営業を廃止し、新たに法人としての探偵業開始届出書を提出しなければなりません。
※ 営業所ごとの届出となるので、営業所を複数設置している場合は、それぞれの営業所の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会へ届出をしなければなりません。

(2) 名義貸し

探偵業の届出をした者は、自己の名義をもって、他人に探偵業を営ませてはなりません。(法第5条)

【罰則】6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ※ 探偵業者が届出をしていない者に名義を貸すことのみならず、届出をしている者に名義を貸すことも名義貸し違反となります。
また、届出をした者が自らは探偵業を営まずに他人に名義を貸した場合のほか、届出をした者が自己の名義で探偵業を営みつつ、他人に名義を貸した場合にも、名義貸し違反となります。

(3) 探偵業務の実施の原則

探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者(以下「探偵業者等」という。)は、探偵業務を行うに当たっては、他の法令で禁止・制限されている行為を行うことができることとなるものではありません。

また、人の生活の平穏を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければなりません。(法第6条)

- ※ 探偵業者等が探偵業務を行うに当たり、この法律によって、特別の権限が与えられるものではなく、探偵業務であることを理由に正当な業務行為

として違法性が阻却されるものではありません。

よって、調査対象者を見張るため、付近住民宅の敷地に許可なく入れば、住居侵入罪等が成立します。

※ 人の平穩を害する等「個人の権利利益を侵害する行為」とは、刑事上の違法な行為のほか、民法上の不法行為に該当する行為が含まれます。

よって、探偵業者等が調査対象者宅の近隣商店前を長時間占拠するなど、当該商店の業務の遂行を阻害するような行為は、探偵業法違反となる可能性があります。

(4) 契約締結前後における探偵業者の義務

ア 書面の交付を受ける義務

探偵業者は、調査依頼者と契約を交わす前に調査依頼者から探偵業務において調査された結果を犯罪行為や違法な差別的取扱い、その他の違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けなければなりません。

(法第7条)

イ 重要事項の説明義務等

探偵業者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、調査依頼者に対して、重要事項について記載された書面(以下「契約前書面」という。)を交付して説明しなければなりません。(法第8条第1項)

【罰則 30万円以下の罰金】

ウ 契約内容を明らかにする書面の交付

探偵業者は、契約を締結したときは、遅滞なく、調査依頼者に対して、契約の内容を明らかにする書面(以下「契約後書面」という。)を交付しなければなりません。(法第8条第2項)

【罰則 30万円以下の罰金】

※ 依頼者と探偵業務を行う契約を締結した探偵業者(A社)が、他の探偵業者(B社)に当該探偵業務を委託する契約を締結する場合には、A社を依頼者としてB社がアの書面交付を受け、イの契約前書面、ウの契約後書面を交付する必要があります。

※ 探偵業法では、個々の探偵業務の内容を明らかにして契約を締結する必要があるため、将来に発生する探偵業務の依頼について事前に包括契約を締結することはできません。

※ ア、イ、ウの各書面は電磁的記録(データ等)ではなく、文字通り書面である必要があります。また、交付は、引き渡す、手渡す等の意味であり、データ等を電気通信回線(ネットワーク等)で送信する行為は含まれません。

●契約前書面の記載事項(法第8条第1項各号)

調査依頼者と契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該調査依頼者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければなりません。

- 1号 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所、法人にあっては代表者氏名
- 2号 探偵業の届出書を提出した公安委員会の名称

- 3号 法令の遵守について
探偵業務を行うに当たり、個人情報保護に関する法律その他の法令を遵守するものであること
- 4号 秘密の保持について
- ・依頼事項及び業務上知り得た内容の守秘義務
 - ・業務に関して作成し、又は取得した資料等について、不正、不当な利用を防止するために講じる措置
- 5号 提供することができる探偵業務の内容
- ・収集できる情報の種類（所在に関する情報、行動に関する情報等）
 - ・実施できる調査方法（聞込み、尾行、張込み等）
 - ・調査の体制（従事人員、使用車両、機材等）
 - ・調査を実施できる地域の範囲（全国、一定地域等）
 - ・依頼にかかる調査を実施するために通常見込まれる時間
 - ・調査結果の報告方法
 - ・その他、契約前に明らかにする必要がある事項
- 6号 探偵業務の委託に関する事項
- ・委託の有無
 - ・委託する探偵業者の情報
 - ・委託する業務の内容
 - ・依頼者の氏名等の通知の有無
- 7号 探偵業務の対価、その他依頼者が支払う金銭の概算額及び支払時期
- ・各種調査の単価、成功報酬
 - ・調査に係る費用の概算額
 - ・支払時期、方法、期限等
- 8号 契約の解除に関する事項
- ・契約を解除できる事由
 - ・契約を解除した場合の返金、違約金等
- 9号 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する事項
- ・処分を行うか否か
 - ・処分の時期、方法等

●契約後書面の記載事項（法第8条第2項各号）

契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該調査依頼者に交付しなければなりません。

- 1号 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所、法人にあっては代表者氏名
- 2号 契約担当者氏名及び契約年月日
- 3号 調査の内容、期間及び方法
- ・調査の対象者、調査の目的とする情報の内容、調査体制、実施地域の範囲、期間、方法
 - ・追加料金が必要となる業務が生じた場合における当該業務の実施の有無及びその内容
- 4号 調査結果報告の方法及び期限
- ・調査過程で記録した動画、画像、音声等を提示するか提供するか

- ・調査報告書作成の有無（文書、データ、口頭のいずれにより報告するか）
- ・報告の期限
- 5号 探偵業務を委託する場合の内容
 - ・委託の有無
 - ・委託する場合の要件、委託する範囲等
- 6号 探偵業務の対価、その他依頼者が支払わなければならない金銭の額並びにその支払いの時期及び方法
 - ・成功報酬の額
 - ・調査料金の総額及び明細
 - ・追加費用の有無及びその金額、明細
 - ・支払いの時期、方法
- 7号 契約解除に関する内容
 - ・契約を解除する場合の事由及び方法
 - ・解約手数料等
- 8号 探偵業務に関して作成、取得した資料の処分に関する内容
 - ・処分を行うか否か
 - ・処分を行う場合はその時期及び方法等

(5) 探偵業務の実施に関する規制

探偵業者は、当該探偵業務に係る調査の結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法行為のために用いられることを知ったとき（従業者の報告等を通じて知った場合も含まれます。）は、探偵業務を行ってはなりません。

また、調査の結果が違法な行為のために用いられることを確定的に認識した場合のほか、そのような可能性があることを認識し、そのように用いられても構わないと容認することも「知ったとき」に該当します。（法第9条第1項）

※ 調査の結果が違法行為に用いられることを知りながら、探偵業務を継続し、その結果、調査依頼者が犯罪行為を行った場合には、探偵業者は探偵業法違反のほか、同犯罪行為の幫助犯（犯罪行為を手助けした。）として処罰されることがあります。

※ 「家出した配偶者の所在」の調査依頼を受けた場合において、調査の過程で調査依頼者が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく保護命令を受けている可能性があることが判明したときには、保護命令違反のために用いられるものでないことが明らかにならない限り、探偵業務を行ってはなりません。

(6) 探偵業の届出をしていない者への探偵業務の委託の禁止

探偵業者は、探偵業務の全部又は一部を探偵業者以外の者に委託することはできません。（法第9条第2項）

※ 調査結果報告書の作成や張込み等、一回限りであっても、探偵業務を無届業者へ委託することはできません。

ただし、報告書作成のために、写真の現像等を第三者へ依頼することは

探偵業務ではないので違反とはなりません。

なお、臨時に雇用した者を含め、探偵業者の従業者に探偵業務を行わせることは、「委託」ではありませんので、違反にはなりませんが、この場合には従業者に対する教育、従業者名簿の作成が必要となります。

(7) 秘密の保持

探偵業者の業務に従事する者は、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。(法第10条第1項)

業務に従事する者とは

- ア 個人の探偵業者
- イ 業務に従事する役員
- ウ 従業員（庶務、経理等を含む）
- エ 業務を手伝う家族
- オ パートタイマー、アルバイト、派遣社員等

※ 正当な理由とは、公安委員会の立入検査、警察による事件捜査、法令に基づく各種照会等が該当します。

※ 秘密保持の義務は、探偵業者の業務に従事する者でなくなった（退職等）後も継続します。

※ 探偵業者は、業務に従事する者に対する「秘密の保持」に関する教育の徹底を図ってください。

(8) 作成、取得した資料等の不正又は不当な利用を防止するための必要な措置

探偵業者は、探偵業務に関して作成、取得した文書、写真その他の資料（データを含む。）について、その不正又は不当な利用の防止措置をとらなければなりません。(法第10条第2項)

不正、不当な利用防止措置とは

- ・資料を取扱うことができる者の範囲を限定する
- ・資料の持出し手続を定める
- ・資料をコピーする場合の手続を定める
- ・資料の保管方法を定める
- ・資料の廃棄方法を定める
- ・情報セキュリティを確保する
- ・個人所有デバイスの業務利用を制限する

(9) 教育

探偵業者は、その使用人その他の従業者に対して、探偵業務を適正に実施させるため、必要な教育を行わなければなりません。(法第11条)

教育の内容

- ・探偵業法全般に関すること（特に実施の原則、守秘義務）
- ・刑法その他法令に関すること
- ・個人情報保護法に関すること
- ・適正な探偵業務の実施方法に関すること
- ・その他探偵業務の適正な実施に必要な教育に関すること

- ※ 「使用人その他の従業者」とは、探偵業者の下で業務に従事する者をいいますが、雇用契約の有無は問いません。
- ※ 探偵業者が、必要な教育を行わず、従業者が不適正な探偵業務を行った場合には、行政処分の対象となります。

(10) 名簿の備え付け

探偵業者は、営業所ごとに、使用人その他の従業者の名簿を備え付けて、氏名、住所、その他必要な事項を記載しなければなりません。(法第12条第1項)

【罰則 30万円以下の罰金】

従業者名簿の記載内容（探偵業法施行規則第5条）

- ア 氏名、住所、性別及び生年月日
- イ 採用年月日及び退職した場合には退職年月日
- ウ 従事させる探偵業務の内容
- エ 写真（縦3cm、横2.4cm）

※ 退職者の名簿は、退職後3年間保管しなければなりません。

(11) 標識の掲示

探偵業者は、公安委員会に届出したことを示す内閣府令で定める標識を営業所の見やすい場所に掲示するとともに、事業の規模が著しく小さい場合その他内閣府令で定める場合を除き、ウェブサイトに掲載しなければなりません。(法第12条第2項)

※ 標識は探偵業者が作成しなければなりません

※ 標識のサイズ、材質等

- ・日本産業規格A4の紙 白色地に黒色文字及び枠線

※ 標識の記載内容

- ・届出書を提出した公安委員会の名称
- ・届出書の受理番号
- ・届出書を提出した年月日
- ・商号、名称又は氏名
- ・営業所の名称
- ・営業所の所在地
- ・営業所の種別
- ・広告又は宣伝をする場合に使用する名称

※ ウェブサイトに標識を掲載しなくてよい場合とは、下記のいずれかに該当する場合です

- ・常時使用する従業者の数が5人以下である場合
 - ・当該探偵業者が管理するウェブサイトを持っていない場合
- よって、自社のウェブサイトを持っていても、従業員の数5人以下であれば、ウェブサイトへの掲示義務は除外されることになります。

- 例 ○ 従業員6人、ウェブサイト有
→ウェブサイトへの掲載必要
- 従業員6人、ウェブサイト無

- ウェブサイトへの掲載不要
- 従業員5人、ウェブサイト有
→ウェブサイトへの掲載不要
- 従業員5人、ウェブサイト無
→ウェブサイトへの掲載不要

※ ウェブサイトへの掲示方法については、様々な方法が考えられますが、一般的な方法として

- 1 トップページに、標識を縮尺表示したものを表示する方法
- 2 「標識はこちら」等と表示して、PDF等に変換した標識データを表示させる方法

等の方法により、閲覧できるようにお願いします。

(12) 探偵業者以外の標識掲示等の禁止

探偵業者以外の者は、標識又はこれに類似した標識を掲示し、インターネット上に表示してはいけません。(法第12条第3項)

【罰則 20万円以下の罰金】

(13) 報告義務

公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求めることができます。

(法第13条第1項前段)

この報告若しくは資料提出を拒否し、虚偽の報告等すると処罰されます。

【罰則 30万円以下の罰金】

(14) 立入検査

公安委員会は、警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができます。(法第13条第1項後段)

この立入検査を拒否したり、妨害したり、又は忌避すると処罰されます。

【罰則 30万円以下の罰金】

7 行政処分

公安委員会は、探偵業者等がこの法律又は探偵業務に関して他の法令の規定に違反した場合において、探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを「指示」することができます。

また、探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は「指示」に違反したときは、当該探偵業者に対し、当該営業所における探偵業について、6月以内の期間を定めて、その全部又は一部の「停止」を命ずることができます。

公安委員会は、探偵業法第3条(欠格事由)各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいるときは、その者に対し、「営業の廃止」を命ずることができます。(法第14・15条)

8 罰則規定

探偵業法には、行政処分のほか、罰則規定が設けられています。

- (1) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第17条）
 - ・営業停止命令違反
 - ・営業廃止命令違反
- (2) 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（法第18条）
 - ・無届営業
 - ・名義貸し
 - ・指示違反
- (3) 30万円以下の罰金（法第19条）
 - ・開始届出書類、添付書類の虚偽記載提出
 - ・変更、廃止届出義務違反
 - ・変更、廃止届出書類、添付書類の虚偽記載提出
 - ・契約前書面の不交付、記載内容不備、虚偽記載
 - ・契約後書面の不交付、記載内容不備、虚偽記載
 - ・従業者名簿の不整備、記載内容不備、虚偽記載
 - ・報告、資料提出要求違反
 - ・立入検査拒否、妨害、忌避
- (4) 20万円以下の罰金（法第20条）
 - ・探偵業者でない者の標識の掲示、インターネットでの表示

また、探偵業従事者が業務に関して探偵業法の罰則規定に違反する行為をしたときは、行為者を罰するほか、法人又は個人事業者に対して、その罰金刑が科される両罰規定があります。（法第21条）